

消費税率引下げに伴い本則課税に移行する場合の届出期限等の特例

1. 改正のポイント

(1)趣旨・背景

飲食料品に係る消費税率の引下げ改正により、飲食料品の販売を行う事業者においては、飲食料品の売上に係る消費税額(1%)と飲食料品以外の仕入れに係る消費税額(10%)との差額が大きくなり、本則課税を適用すると経常的に還付申告となるケースが見込まれる。そのため、免税事業者や簡易課税制度適用事業者においては、本則課税へ移行することが考えられる。この場合、原則として、本則課税を適用しようとする課税期間の前課税期間の末日までに届出書の提出が必要となるが、税率引下げが行われる令和9年4月1日を含む課税期間から確実に移行ができるように、届出書の提出期限についての特例が設けられる。

(2)内容

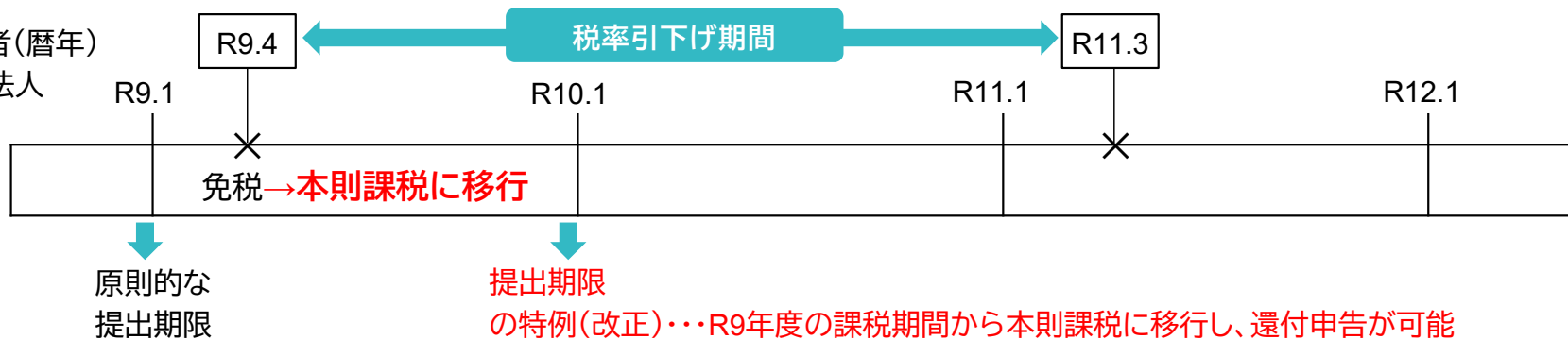
① 課税事業者選択届出書の提出期限の特例

飲食料品の譲渡を行う免税事業者が、令和9年4月1日の属する課税期間から課税事業者となることを選択する場合の届出書の提出期限について、以下のとおり改正される。

改正前の提出期限(原則)	改正による提出期限の特例
本則課税の適用を受けようとする課税期間の前課税期間の末日まで	令和9年4月1日を含む課税期間の末日までとすることができる

【具体例】

個人事業者(暦年)
12月決算法人



消費税率引下げに伴い本則課税に移行する場合の届出期限等の特例

1. 改正のポイント

(2)内容

② 簡易課税制度選択不適用届出書の提出期限の特例

飲食料品の譲渡を行う簡易課税制度適用事業者が、令和9年4月1日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を取りやめる場合の届出書の提出期限について、以下のとおり改正される。

改正前の提出期限(原則)	改正による提出期限の特例
簡易課税制度の適用をやめようとする課税期間の前課税期間の末日まで	令和9年4月1日を含む課税期間の末日まで とすることができる

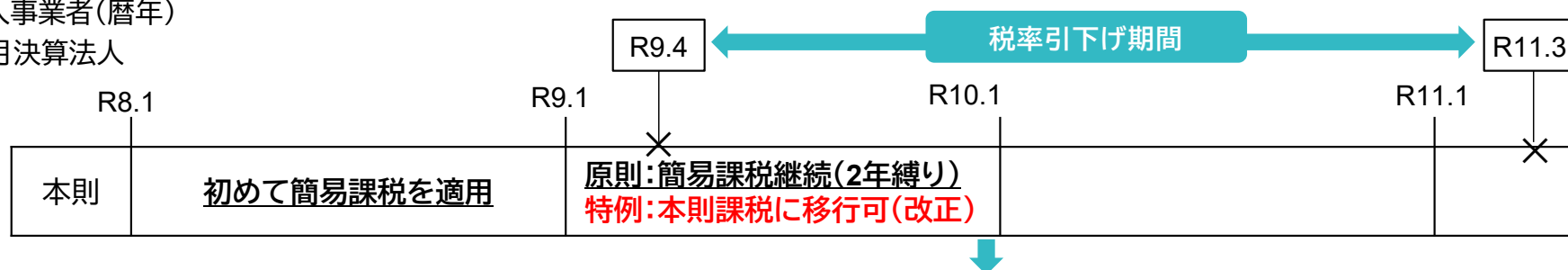
③ 簡易課税制度選択後における本則課税への移行制限(2年縛り)の特例

消費税の課税事業者が簡易課税制度を選択した場合には、その選択後2年間適用した後でないと本則課税に移行することはできないが、飲食料品の譲渡を行う事業者が令和9年4月1日を含む課税期間から本則課税に移行する場合においては、この制限を適用しないこととする。

【具体例】

個人事業者(暦年)

12月決算法人



簡易課税不適用届出の提出期限の特例(改正)

・・・R9年度の課税期間から本則課税に移行し、還付申告が可能

消費税率引下げに伴い本則課税に移行する場合の届出期限等の特例

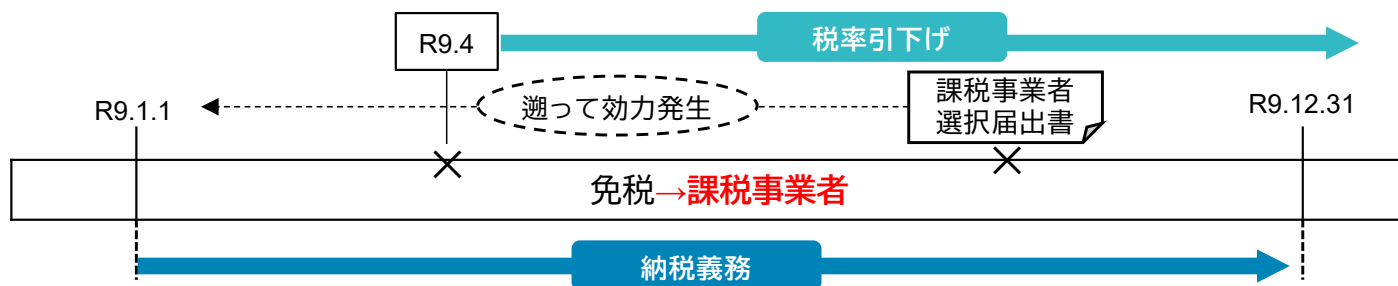
2. 実務上の留意点

【免税事業者から課税事業者への移行方法について】

1. (2)①課税事業者選択届出書の提出期限の特例は、その課税期間中に免税事業者から課税事業者へ移行する場合の届出書の提出期限に関する特例であるが、免税事業者が課税事業者になる手続きには、課税事業者選択届出書の提出のほか、適格請求書発行事業者(インボイス制度の登録事業者)への登録手続きによる方法も考えられる。

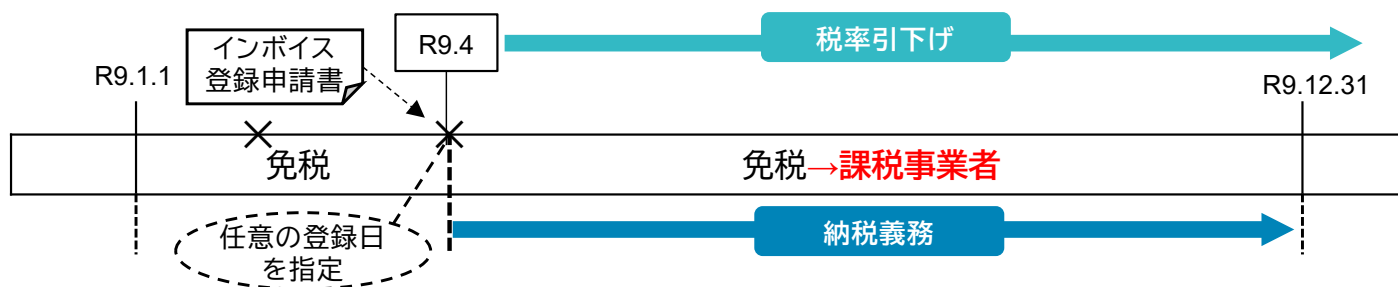
免税事業者がインボイス登録により課税事業者となる場合には、その申請日から15日以降の希望日から課税事業者となることができる措置があるため、メリット・デメリットを比較して検討を行う必要がある。

■ 課税事業者選択届出書の提出期限の特例により課税事業者となる場合



【留意点】
その年又はその事業年度開始の日から納税義務が生じるため、税率8%の期間中の取引についても、納税義務の対象となる。

■ インボイス制度の登録事業者への登録による場合



【留意点】
税率引下げのタイミングに合わせて納税義務を生じさせることができるが、インボイス様式の請求書等を作成し一定期間保存するなど、インボイス制度への対応が必要となる。